

四日市市告示第150号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事は、次のとおり完了した。

平成28年3月31日

四日市市長 田 中 俊 行

1 工事完了年月日

平成28年3月30日

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

四日市市下之宮町字油田96番1、71番1

3 許可を受けた者の住所及び氏名

四日市市下之宮町115番地
トータルサービスプロ株式会社
代表取締役 佐藤 政嗣

(都市整備部開発審査課)